【様式１】

質問書

令和　　年　　月　　日

法人等名

質問に関する責任者氏名

電話番号

ふくしま復興とＳＤＧｓを考える県民シンポジウム２０２５運営業務委託公募型プロポーザルについて、次の項目を質問します。

|  |  |
| --- | --- |
| 質問事項 | 内　　容 |
|  |  |

※　必要項目が記載してあれば、任意様式も可とします。

【様式２】

回答書

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　福島県企画調整課

ふくしま復興とＳＤＧｓを考える県民シンポジウム２０２５運営業務委託公募型プロポーザルについての質問に対する回答は、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 質問事項 | 内　容 |
|  |  |
| 回　答 | |
|  |  |

【様式３】

令和　　年　　月　　日

公募型プロポーザル提出書類送付書

　福島県知事　様

所在地

法人名

（団体名）

代表者

連絡先　（担当者名）

（電話番号）

（携帯番号）

（FAX番号）

（電子メール）

私は、ふくしま復興とＳＤＧｓを考える県民シンポジウム２０２５運営業務委託公募型プロポーザル募集要領に基づき、プロポーザルに参加するため、下記書類を送付します。

なお、送付する書類の内容は、事実と相違ないことを誓約します。

記

《提案書》

□　企画提案書　　　　　　（任意様式）

□　実施スケジュール　　　（任意様式）

□　会社概要　　　　　　　【様式4】

□　業務実施体制　　　　　（任意様式）

□　担当者経歴書　　　　　【様式5】

□　見積書　　　　　　　　（任意様式）

《参加資格及び提案書の内容を確認するための書類》

□　公募型プロポーザル参加申込書　【様式6】

□　定款等の写し等

□　法人登記簿の写し（申請受付日の3ヶ月以内のもの）等

□　法人等の直近2年分の決算書又は事業報告書（収支状況がわかるもの）

□　実績として記載した業務の内容が確認できる書類等

※　実施要領８(3)の提出書類を確認の上、□の欄をチェックし、不備がないことを確認してください。

【様式４】

会社概要

|  |  |
| --- | --- |
| 会社名 |  |
| 代表者の職・氏名 |  |
| 住　　所 | 〒 |
| 電話番号 |  |
| ファクス番号 |  |
| ホームページURL |  |
| 創業年月日 |  |
| 資 本 金 |  |
| 従業員数 |  |
| 取引銀行 |  |
| 資　　格 |  |
| 加入団体 |  |
| 担当者の所属・職・氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| ファクス番号 |  |
| メールアドレス |  |
| 主な類似業務の実績 |  |

※　必要項目が記載してあれば、既存パンフレット等も可とします。

【様式５】

担　当　者　経　歴　書

（本業務の主たる担当者について記述願います）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所属・職・氏名 |  | |
| 同種業務の経歴 |  | |
| 職　　歴 | 年　月 | 内　容 |
|  |  |
| アピールポイント  (取得資格等があればその資格名も記入) |  | |

【様式６】

令和　　年　　月　　日

公募型プロポーザル参加申込書

　福島県知事　様

住　　　　所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

（作成担当者　　　　　　　　　　　　　）

私は、ふくしま復興とＳＤＧｓを考える県民シンポジウム２０２５運営業務委託の公募型プロポーザルについて、参加を申し込みます。

なお、募集要領に示す参加資格の全てを満たし、下記事項に相違ないことを誓約します。

記

１　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しません。

２　募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格

制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者ではありません。（国の機関に係るものは贈賄、独占

禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）

３　会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）ではありません。

４　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者ではありません。

ア　役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

５　福島県の県税を滞納していません。

６　消費税または地方消費税を滞納していません。